

第 1 3 号 議 案

令和 8 年度愛知県県立病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度愛知県県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年 間 患 者 数

区 分	がんセンター	精 神 医 療 セ ン タ ー	小児保健医療 総合センター	計
入 院	142,350 ^人	75,920 ^人	50,370 ^人	268,640 ^人
外 来	146,046	54,948	98,328	299,322

2 一 日 平 均 患 者 数

区 分	がんセンター	精 神 医 療 セ ン タ ー	小児保健医療 総合センター	計
入 院	390 ^人	208 ^人	138 ^人	736 ^人
外 来	606	228	408	1,242

3 建 設 改 良 計 画

(1) 建設改良工事 218,325千円

(2) 資 産 購 入 1,682,122千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中その他特別損失（旧がんセンター愛知病院解体撤去費用）

364,666千円の財源の一部に充てるため、企業債353,700千円を借り入れる。

収 入	
第1款 病 院 事 業 収 益	48,189,216千円
第1項 医 業 収 益	40,459,340千円
第2項 医 業 外 収 益	7,632,444千円
第3項 特 別 利 益	97,432千円
支 出	
第1款 病 院 事 業 費	48,285,332千円
第1項 医 業 費 用	47,163,586千円
第2項 医 業 外 費 用	615,390千円
第3項 特 別 損 失	497,356千円
第4項 予 備 費	9,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,580,169千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	2,709,910千円
第1項 企 業 債	1,026,070千円
第2項 他 会 計 負 担 金	1,558,339千円
第3項 雑 収 入	125,501千円
支 出	

第1款 資 本 的 支 出	4,290,079千円
第1項 建 設 改 良 費	218,325千円
第2項 資 産 購 入 費	1,682,122千円
第3項 企 業 債 償 還 金	2,231,737千円
第4項 他 会 計 借 入 金 償 還 金	157,895千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
旧がんセンター愛知病院解体撤去工事	令和9年度から 令和11年度まで	2,075,392千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起 債 の 目 的 建設改良費、資産購入費及び公営企業施設等整理債
- 2 限 度 額 1,379,770千円
- 3 起 債 の 方 法 普通貸借又は債券発行
- 4 利 率 9.0%以内
- 5 償 還 の 方 法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費
- 18,774,274千円
- 2 交際費
- 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、41,553千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、16,100,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	ガ ン マ カ メ ラ シ ス テ ム	一 式
	人 工 心 肺 装 置	一 式

令和8年2月18日提出

愛知県知事 大村 秀 章

第 1 4 号 議 案 令和 8 年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給 水 対 象 瀬戸市始め31市 7 町 1 広域事務組合 3 企業団

2 年間総給水量 423, 000, 000m³

3 一日平均給水量 1, 158, 904m³

4 主要な建設改良事業

(1) 水 源 建 設 事 業	矢作川総合第 2 期事業費負担金	事業費	3, 643, 160千円
-----------------	------------------	-----	---------------

(2) 浄水場関係建設事業	尾張西部浄水場、上野浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	4, 847, 045千円
---------------	------------------------------	-----	---------------

(3) 施 設 改 良 事 業		事業費	14, 097, 857千円
-----------------	--	-----	----------------

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第 1 款 事 業	収 益		37, 898, 558千円
第 1 項 営 業	収 益		34, 250, 849千円
第 2 項 営 業	外 収 益		3, 647, 709千円
支 出			
第 1 款 事 業	費		36, 416, 966千円
第 1 項 営 業	費 用		32, 410, 753千円
第 2 項 営 業	外 費 用		4, 003, 213千円

第3項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,848,042千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 16,300,136千円

第1項 企 業 債 10,602,000千円

第2項 国 庫 支 出 金 879,053千円

第3項 工 事 負 担 金 113,811千円

第4項 他 会 計 出 資 金 4,357,941千円

第5項 雑 収 入 347,331千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 33,148,178千円

第1項 建 設 改 良 費 22,803,539千円

第2項 建 設 利 息 170,931千円

第3項 償 還 金 10,168,708千円

第4項 予 備 費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊川浄水場始め5施設計装設備改良維持事業契約	令和8年度から 令和33年度まで	4,666,000千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
犬山浄水場始め2浄水場運転管理業務委託	令和9年度から 令和12年度まで	137,239千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
高蔵寺浄水場運転管理業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	58,557千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
幸田浄水場運転管理業務委託	令和9年度から 令和10年度まで	35,072千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
筏川取水場始め8施設維持管理業務委託	令和8年度から 令和13年度まで	435,520千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
第2津島幹線送水管布設工事	令和9年度	430,000千円

	第2犬山幹線電気防食設備設置工事	令和9年度	88,003千円	
	豊田第4供給点建設工事	令和8年度から 令和9年度まで	275,000千円	
	名港導水路移設工事	令和9年度	110,000千円	
	犬山浄水場始め3浄水場構造物耐震補強工事	令和8年度から 令和10年度まで	1,624,233千円	
	犬山浄水場始め3浄水場薬品注入設備改良工事	令和8年度から 令和10年度まで	1,834,924千円	
	津島幹線電気防食設備改良工事	令和9年度	40,108千円	
	海部南部線送水管布設工事	令和9年度から 令和11年度まで	375,000千円	
	蟹江線送水管布設工事	令和9年度	179,000千円	
	七宝線送水管布設工事	令和9年度	169,000千円	
	木曽川幹線送水管布設工事	令和9年度	100,088千円	
	祖父江線送水管布設工事	令和9年度	30,000千円	
	尾張東部浄水場始め2浄水場ポンプ設備改良工事	令和8年度から 令和10年度まで	1,097,817千円	
	尾張東部浄水場始め2浄水場配管改良工事	令和9年度	146,467千円	
	武豊線送水管布設工事	令和9年度から 令和10年度まで	287,678千円	
	南知多線送水管布設工事	令和9年度	245,473千円	

	豊明線送水管布設工事	令和9年度	92,892千円
	豊田浄水場電気設備改良工事	令和9年度から 令和10年度まで	610,000千円
	高浜第1分水管送水管布設工事	令和9年度から 令和11年度まで	2,399,246千円
	高浜線送水管移設工事	令和9年度から 令和10年度まで	511,170千円
	豊橋南部浄水場始め2浄水場計装設備改良工事	令和9年度	160,505千円
	小坂井線電動弁改良工事	令和9年度	27,360千円
	渥美線送水管布設工事	令和8年度から 令和10年度まで	983,007千円
	音羽線送水管布設工事	令和8年度から 令和10年度まで	143,000千円
	犬山浄水場始め3浄水場構造物耐震補強調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	130,215千円
	尾西線送水管路調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	25,500千円
	尾張東部浄水場始め3浄水場機械設備調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	70,650千円
	高蔵寺長久手線送水管路調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	130,700千円
	高浜線送水管路調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	118,982千円
	南知多線送水管路調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	37,268千円
	幸田浄水場電気設備調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	88,403千円

岡崎線送水管路調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	35,251千円
蒲郡小坂井連絡線送水管路調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	39,400千円
広域送水監視制御システム改良調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	67,883千円
施設整備計画策定支援業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	93,365千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 建設事業費、施設費及び固定資産購入費 |
| 2 限度額 | 10,602,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 2,840,869千円

2 交際費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、157,094千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,520,000千円と定める。

令和8年2月18日提出

愛知県知事 大村 秀章

第 1 5 号 議 案 令和 8 年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給 水 事 業 所 数 374か所
- 2 年 間 総 給 水 量 444, 643, 128m³
- 3 一 日 平 均 給 水 量 1, 218, 201m³
- 4 主 要 な 建 設 改 良 事 業

(1) 豊 川 用 水 2 期 関 連 事 業	豊川用水 2 期事業費負担金	事業費	256, 988千円
(2) 施 設 改 良 事 業		事業費	9, 791, 989千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第 1 款 事 業 収 益			15, 732, 588千円
第 1 項 営 業 収 益			14, 221, 297千円
第 2 項 営 業 外 収 益			1, 511, 291千円
支 出			
第 1 款 事 業 費			14, 547, 701千円
第 1 項 営 業 費 用			13, 777, 591千円
第 2 項 営 業 外 費 用			767, 110千円
第 3 項 予 備 費			3, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,313,143千円は、当年度分損益勘定留保資金1,919,910千円、過年度分留保資金5,335,233千円、減債積立金2,058,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	5,398,312千円
第1項 企業債	3,659,000千円
第2項 国庫支出金	292,900千円
第3項 工事負担金	140,643千円
第4項 受託事業収入	32,292千円
第5項 他会計出資金	976,598千円
第6項 他会計借入金	85,921千円
第7項 雑収入	210,958千円
支 出	
第1款 資本的支出	14,711,455千円
第1項 建設改良費	10,541,761千円
第2項 償還金	4,164,694千円
第3項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊川浄水場始め 5 施設計装設備改良 維持事業契約	令和 8 年度から 令和33年度まで	1, 252, 000千円に契約期間 中の物価及び金利の変動 による影響額を加減して 算出した額
上野 浄 水 場 運 転 管 理 業 務 委 託	令和 9 年度から 令和11年度まで	17, 253 千円に契約期間中 の物価及び金利の変動に よる影響額を加減して算 出した額
安城 浄 水 場 運 転 管 理 業 務 委 託	令和 9 年度から 令和10年度まで	34, 422 千円に契約期間中 の物価及び金利の変動に よる影響額を加減して算 出した額
蒲郡浄水場始め 6 施設維持管理業務 委託	令和 8 年度から 令和13年度まで	69, 250 千円に契約期間中 の物価及び金利の変動に よる影響額を加減して算 出した額
三 弥 線 配 水 管 布 設 工 事	令和 9 年度	19, 160千円
貞 宝 線 配 水 管 移 設 工 事	令和 9 年度	32, 900千円
安城浄水場沈澱池機械設備改良工事	令和 9 年度から 令和12年度まで	2, 642, 256千円

	安城浄水場電気設備改良工事	令和8年度から 令和10年度まで	882,671千円	
	幸田長嶺ポンプ場自家発電設備改良工事	令和9年度	75,504千円	
	安城東線配水管移設工事	令和9年度	126,368千円	
	三好幹線配水管布設工事	令和9年度から 令和10年度まで	334,067千円	
	第2北部幹線配水管布設工事	令和9年度	651,366千円	
	第2衣浦幹線配水管布設工事	令和9年度から 令和10年度まで	1,862,711千円	
	吉良友国ポンプ場自家発電機室改良工事	令和8年度から 令和9年度まで	173,500千円	
	豊橋南部浄水場始め2浄水場計装設備改良工事	令和9年度	35,965千円	
	豊橋臨海5号支線配水管布設工事	令和8年度から 令和10年度まで	422,382千円	
	尾張東部浄水場薬品注入設備改良調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	34,000千円	
	尾張東部浄水場配管改良調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	37,389千円	
	三好幹線配水管改良調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	77,200千円	
	安城浄水場沈澱池機械設備改良調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	15,676千円	
	二川幹線電気防食設備改良調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	26,400千円	
	中原線配水管改良調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	33,638千円	

広域送水監視制御システム改良調査 業務委託	令和８年度から 令和９年度まで	6,714千円
施設整備計画策定支援業務委託	令和８年度から 令和９年度まで	53,357千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|-------------|--|
| 1 起 債 の 目 的 | 豊川用水２期関連事業費及び施設費 |
| 2 限 度 額 | 3,659,000千円 |
| 3 起 債 の 方 法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利 率 | 9.0%以内 |
| 5 償 還 の 方 法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度１期若しくは２期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 職 員 給 与 費 | 887,428千円 |
|-------------|-----------|

2 交 際 費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、128,871千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、326,000千円と定める。

令和8年2月18日提出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第 16 号 議 案 令和 8 年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売 却 宅 地	176,500㎡
2 買 収 宅 地	2,033,500㎡
3 宅 地 造 成	40,300㎡

三 河 港

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第 1 款 事 業	収 益		8,394,290千円
第 1 項 営 業	収 益		8,169,439千円
第 2 項 営 業	外 収 益		224,851千円
支 出			
第 1 款 事 業	費		6,630,733千円
第 1 項 営 業	費 用		6,356,477千円
第 2 項 営 業	外 費 用		271,256千円
第 3 項 予 備	費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,991,702千円は、過年度分留保

資金で補てんするものとする。).

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	32,353,402千円
第1項 企 業 債	8,692,000千円
第2項 宅 地 売 却 前 受 金	23,600,592千円
第3項 受 託 事 業 収 入	60,808千円
第4項 雑 収 入	2千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	37,345,104千円
第1項 宅 地 造 成 費	36,920,069千円
第2項 建 設 利 息	420,035千円
第3項 予 備 費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日進東部地区調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	81,000千円
弥富市南部地区調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	53,000千円
幸田町北部地区調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	66,000千円
豊田貞宝次世代産業地区調査業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	420,000千円

安城北山崎地区造成工事	令和9年度から 令和11年度まで	810,400千円
愛西佐屋地区造成工事	令和9年度から 令和11年度まで	2,165,965千円
豊川白鳥地区造成工事	令和9年度から 令和11年度まで	1,245,000千円
半田石塚地区造成工事	令和9年度から 令和12年度まで	1,754,000千円
刈谷依佐美（2期）地区造成工事	令和8年度から 令和14年度まで	5,023,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 用地造成事業費 |
| 2 限度額 | 8,692,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、4,400,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費
- 1,090,991千円
- 2 交際費
- 74千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
土地	工業用地	2,034,000㎡

2 処分する資産

種類	名称	数量	処分の態様
土地	工業用地	108,000㎡	売却
建物その他の工作物	公共用施設	5か所	譲与

令和8年2月18日提出

愛知県知事 大村秀章

第 1 7 号 議 案 令和 8 年度愛知県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度愛知県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 流域関連市町数 豊川市始め39市町

2 年間総処理水量 284, 505, 000m³

3 一日平均処理水量 779, 465m³

4 主要な建設改良事業

建 設 事 業	矢作川流域下水道関係建設工事	事業費	17, 468, 562千円
---------	----------------	-----	----------------

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事 業 収 益	34, 218, 819千円
---------------	----------------

第 1 項 営 業 収 益	17, 034, 376千円
---------------	----------------

第 2 項 営 業 外 収 益	17, 184, 443千円
-----------------	----------------

支 出

第 1 款 事 業 費	35, 868, 365千円
-------------	----------------

第 1 項 営 業 費 用	33, 350, 264千円
---------------	----------------

第 2 項 営 業 外 費 用	2, 510, 601千円
-----------------	---------------

第 3 項 予 備 費	7, 500千円
-------------	----------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,678,803千円は、当年度分損益勘定留保資金4,203,934千円、過年度分留保資金386,163千円、繰越利益剰余金処分別21,029千円及び建設改良積立金67,677千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	21,327,396千円
第1項 企業債	8,566,000千円
第2項 国庫支出金	10,498,295千円
第3項 建設負担金	2,047,640千円
第4項 受託事業収入	215,459千円
第5項 雑収入	2千円
支 出	
第1款 資本的支出	26,006,199千円
第1項 建設改良費	17,519,573千円
第2項 償還金	8,479,126千円
第3項 予備費	7,500千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設台帳システム整備業務委託	令和9年度から 令和10年度まで	118,800千円
矢作川流域下水道事業管きょ布設工事	令和9年度から 令和10年度まで	2,560,000千円

	境川流域下水道事業管きょ布設工事	令和９年度から 令和10年度まで	800,000千円	
	境川流域下水道事業処理場建設工事	令和９年度から 令和10年度まで	1,530,000千円	
	衣浦西部流域下水道事業管きょ布設工事	令和９年度から 令和10年度まで	1,000,000千円	
	衣浦西部流域下水道事業処理場建設工事	令和９年度から 令和11年度まで	1,150,000千円	
	衣浦東部流域下水道事業管きょ布設工事	令和９年度から 令和10年度まで	500,000千円	
	衣浦東部流域下水道事業処理場建設工事	令和９年度から 令和11年度まで	639,000千円	
	豊川流域下水道事業管きょ布設工事	令和９年度から 令和10年度まで	677,800千円	
	豊川流域下水道事業処理場建設工事	令和９年度から 令和10年度まで	480,000千円	
	五条川左岸流域下水道事業管きょ布設工事	令和９年度	150,000千円	
	五条川左岸流域下水道事業管きょ布設工事	令和９年度から 令和10年度まで	460,000千円	
	五条川左岸流域下水道事業処理場建設工事	令和９年度から 令和10年度まで	220,000千円	
	五条川左岸流域下水道事業処理場建設工事	令和９年度から 令和11年度まで	1,702,900千円	
	五条川左岸流域下水道事業処理場建設工事	令和９年度から 令和13年度まで	20,000,000千円	
	日光川上流流域下水道事業管きょ布設工事	令和９年度	115,000千円	
	日光川上流流域下水道事業処理場建設工事	令和９年度から 令和11年度まで	5,150,000千円	

五条川右岸流域下水道事業処理場建設工事	令和9年度から 令和10年度まで	380,000千円
日光川下流流域下水道事業管きょ布設工事	令和9年度	10,000千円
日光川下流流域下水道事業管きょ布設工事	令和9年度から 令和10年度まで	888,000千円
日光川下流流域下水道事業処理場建設工事	令和9年度	1,000,000千円
新川西部流域下水道事業管きょ布設工事	令和9年度	140,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設事業費及び資本費平準化債
- 2 限度額 8,566,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 1,031,202千円

(他会計からの補助金)

第10条 管渠・ポンプ場・処理場費、総係費、減価償却費及び支払利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,337,840千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち21,029千円は、次のとおり処分するものと定める。

第4条資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てん

令和8年2月18日提出

愛知県知事 大村 秀 章

